

泉北水道企業団公示第 3 号

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年11月4日

泉北水道企業団  
企業長 辻 宏 康

記

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備 考
水道事業会計	—	令17条第1号の規定により 事業の規模を算定

資金不足比率は、資金不足額がないため「—」を記載している。